

修了考査問題（例示）

〔注意事項説明(抜粋)〕

1. 氏名、フリガナ、受講番号欄及び受講番号欄の下マーク欄を黒鉛筆で正確に記入してください。（ボールペン等では絶対に記入しないでください。）
2. 修了考査時間は、1時間です。
3. 修了考査問題は、問題用紙（マークシート用紙）の両面にあります。
4. 修了考査問題の採点対象は、次のとおりです。
 - ・一級建築士 全て（1番から40番まで）
 - ・二級建築士 1番から35番まで
 - ・木造建築士 1番から30番まで
5. 講習テキストの閲覧は、可とします。
6. 解答にあたり、適用すべき法令等は、令和6年4月1日現在において公布されているものとします。

問題番号	問 題
1	令和4年11月に、住宅の省エネ計算の仕様基準が改正され、開口部比率の算出を要さない簡易なものが新たに整備された。
2	建築主への省エネ基準適合義務の強化によって、令和4年6月に、建築物販売事業者の販売建築物についてのエネルギー消費性能表示の努力義務は廃止された。
3	令和6年4月に、市町村が再エネ設備の設置の促進計画を定めた区域の一定の建築物においては、建築士に対して、建築主に対する再エネ導入効果の説明義務が課された。
4	令和7年4月以降、都市計画区域内における延べ面積120㎡の2階建て木造戸建住宅については、建築確認時にそれまで課されていた構造規定についての審査が省略される予定である。
5	令和5年4月から、第一種低層住居専用地域における建築物について、所定の省エネ改修を行う場合、特定行政庁の判断により、高さ制限を必要な最小限の範囲で超えることが可能となった。
6	令和5年4月から、住宅の居室に必要な採光に有効な開口部面積は、「床面において一定以上の照度を確保することができるよう照明設備を設置すること」を条件に、その居室の床面積の1/10以上まで緩和することが可能となった。
7	令和4年1月に、屋根瓦の緊結方法に関する基準が緩和され、耐震性及び耐風性が確保された緊結方法が義務付けられるのは、全ての瓦から、軒・けらばの一部の瓦のみに限定された。
8	特殊建築物等の居室の内装制限の適用除外には、当該居室の床面積・天井高さ等にかかわらず、スプリンクラー設備及び排煙設備の設置が必須条件である。
9	こころや暖炉などの火気使用設備の能力や規模に応じて内装制限の適用を受ける壁や天井の範囲を限定する制度は、ホテルや飲食店等の厨房等を除き、一戸建て住宅に限らず、全ての建築物の火気使用室が対象である。
10	特殊建築物への用途変更にあたって、建築確認を要する対象は床面積200㎡超となっており、建築確認を要しない場合にあっては、建築基準法の技術的基準への適合は必要とされない。
11	建築士法に基づく重要事項説明は、補助的にテレビ会議等のITの活用は認められるものの、最終的には対面による説明を必須とする旨の方針が国土交通省より示されている。
12	令和4年4月から、都道府県知事の認定を受けた「畜舎利用計画」に基づき技術基準・利用基準に適合した畜舎の建築を行う場合、認定を受けた畜舎については建築基準法の適用を受けないこととなった。
13	令和4年4月から、防腐措置が求められる屋外の木造の直通階段の構造や防腐措置について、木材使用の促進の観点から建築確認の申請図書への明示が不要となった。
14	建築主には工事監理者の選任が義務付けられていることについて、建築物の設計を行った建築士は、建築主に助言等を行うことが必要である。
15	技術基準規定に違反した建築物の設計者への罰則はあるが、その設計者が属する建築設計事務所への罰則はない。
16	建築士法に規定する建築士名簿は、一般の閲覧に供されることとされており、利害関係の有無や閲覧理由によって閲覧を拒否されることはない。
17	建築士事務所に所属する建築士は、法定の定期講習を積極的に受講することが奨励されているが、受講義務までは課されていない。
18	建築士事務所の開設者の名義貸し禁止規定に違反した建築士事務所の開設者については、当該開設者が建築士であるとは限らないため、罰則は設けられていない。
19	建築士は、組織の倫理、ビジネスの倫理などよりも、第一義的には公共の福祉を最優先の倫理的基盤とするべきである。
20	近年における建築士の建築士法による懲戒処分件数をみると、毎年度、業務停止以上の処分を受けた建築士が存在している。

問題番号	問 題
21	建築士の業務独占に係る建築物の設計契約にあたっては、その当事者の一方は、建築士事務所の開設者のほか、当該業務を行う無登録の建築士個人であることが認められている。
22	「工事監理に関する業務」については、告示により標準的な業務内容が示されている。
23	令和6年1月に改正された業務報酬基準の告示では、建築物や敷地等の難易度に係る業務量の補正方法が見直され、複数の難易度の観点に該当する場合には、いずれか一つの観定の難易度係数を乗じることとなった。
24	令和6年1月に改正された業務報酬基準の告示では、「業務報酬の算定」、「業務経費」、「技術料等経費」及び「略算方法」という基本的な構造は、従前と変わっていない。
25	パリ協定に基づく我が国の国際公約として2030年度までに国全体で温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減することとしているが、「家庭部門」においてはこれまで削減が進んでいることから削減目標は掲げていない。
26	木造住宅における充填断熱工法は、室内側での防湿気密と壁内通気防止対策を講ずる必要がないことが大きな利点である。
27	住宅の気密性能の規定は、省エネルギー基準からは除外されたが、省エネルギー効果の観点から引き続き重要である。
28	熱交換型換気装置は、暖冷房負荷の低減効果が期待できるが、ファン動力の増大や住宅の気密性能に注意が必要である。
29	ZEH水準の省エネ化住宅等は、一般の住宅に比べて建築物の重量が重くなる可能性があるが、その影響は僅かなため、いわゆる壁量計算によって地震時安全性を確保する場合に必要な壁量の規定等に変更はない。
30	BIM (Building Information Modeling) は、国の未来投資戦略により、建築分野におけるデジタル・ガバメントの推進として、官民が一体となって活用の推進を図ることとされている。

↑ 木造建築士は、1番～30番まで解答してください。↑

31	令和7年4月以降、省エネ基準への適合義務の対象が縮小され、現行義務が課されている300㎡以上の中・大規模の住宅については、建築主の努力義務に緩和される予定である。
32	令和5年4月から、住宅の機械室における容積率の不算入について、特定行政庁が特例許可を行う場合は、いかなる場合においても、従前不要であった建築審査会の同意が必要となった。
33	令和4年12月に公表された「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」は、既存不適格建築物等における安全性向上に有効な改修として、退避区画の確保、避難経路の防護、上階への煙の拡散防止などを示している。
34	令和5年4月から、採光無窓居室から直通階段までの歩行距離の上限について、当該居室及び避難経路への非常用照明の設置等の所定の安全対策を講じた場合には、採光あり居室と同等と扱うこととなった。
35	CLTとは、中大規模木造建築物のために開発された構造部材接合金具のことをいう。

↑ 二級建築士は、1番～35番まで解答してください。↑

36	令和5年4月から、住宅トップランナー制度については、分譲型規格住宅のうち、マンションが対象外となった。
37	令和5年4月から、階数に応じて要求される耐火性能基準が強化され、15階建ての木造建築物の最下層において要求される耐火性能は、従前150分であったものが180分耐火性能が求められることとなった。
38	令和6年4月から、高い耐火性能の壁で防火上分棟的に区画された建築物については、その各区画部分をそれぞれ防火規定上の別棟として扱うことが可能となった。
39	法適合確認を行った設備設計一級建築士は、建築基準法上の設計者に該当する。
40	大規模建築物における受変電設備について、大規模な洪水発生時に深刻な被害が生じることを未然に防ぐため、国において「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」が作成されている。

↑ 一級建築士は、最後まで解答してください。↑